

登校許可証明書(法定感染症)

千葉商科大学

所属・学年	学科・研究科	年
学籍番号	学生本人がボールペンで記入	
氏名		

医療機関に記入を依頼すること
(学生本人は記入しない)

し、感染の恐れがありませんので登校許可を証明します。

下さい)

分類	該当	感染症種類(病名)	登校禁止期間の基準
第1種			治癒するまで
第2種	○	インフルエンザ [鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。]	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	

初診：病院を受診した日
登校禁止期間：大学への通学を禁止する期間
登校許可：大学への通学が可能になる日

初診	2024年 4月 23日
登校禁止期間	2024年 4月 23日 から 2024年 4月 26日 まで
登校許可	2024年 4月 27日 から
発行日	2024年 4月 23日
医療機関名	■■■■医院
医師名(自署)	○○ ○○○ 【印】

発行日と医療機関名
診察を担当した医師の署名と押印

この証明書による情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者への開示は致しません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難である場合は、この限りではありません。

授 業 配 慮 願

(法定感染症に罹患又は罹患の疑い等による登校禁止後)

授業担当教員 各位

所属・学年	□□□□ 学科・研究科	3 年
学籍番号	22C2222	
氏 名	○○○ ○○○	

登校許可証明書または診断書に記載された登校禁止期間を記入

法定感染症に罹患又は罹患の疑い等による登校禁止に伴う授業配慮をお願いします。

登校禁止期間	2024 年 4 月 23 日(火) ~ 2024 年 4 月 26 日(金)	
登校禁止日(曜日)	感 染 症 等 の 名 称	
4 / 23 (火)	インフルエンザ	
4 / 25 (木)	インフルエンザ	
()		

「感染症等の名称」は日付ごとに記入

講義を欠席した日のみ記入

上記学生は、法定感染症に罹患または罹患の疑い等により、次の証明書が提出されました。

学生課

チェック	提出証明	「診断書」を提出する場合は、療養期間(登校禁止期間)の記載が必要	受付印
	登校許可証明書		
	診断書		

提出手順	<p>(1)「提出証明書」または「診断書」と「授業配慮願」を直接学生課窓口へ提出</p> <p>(2)「授業配慮願」の受付印欄に押印を受けた PDF ファイルをメールで受け取る</p> <p>(3)「授業配慮願」の PDF ファイルを CUC PORTAL の授業 Q&A 等より各担当教員へ提出</p>
------	--

この書類による情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者への開示は致しません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難であるときは、例外的に行政庁などに開示することがあります。